

○粕屋町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例

(昭和 58 年 10 月 4 日条例第 8 号)

改正 昭和 60 年 3 月 20 日条例第 13 号	昭和 60 年 9 月 30 日条例第 29 号
平成 4 年 6 月 29 日条例第 14 号	平成 8 年 12 月 24 日条例第 18 号
平成 9 年 6 月 27 日条例第 22 号	平成 9 年 9 月 30 日条例第 26 号
平成 11 年 3 月 31 日条例第 4 号	平成 15 年 9 月 24 日条例第 15 号
平成 18 年 9 月 29 日条例第 34 号	平成 20 年 3 月 27 日条例第 8 号
平成 20 年 6 月 24 日条例第 19 号	平成 22 年 12 月 20 日条例第 25 号
平成 26 年 12 月 19 日条例第 31 号	平成 26 年 12 月 19 日条例第 32 号
平成 28 年 3 月 31 日条例第 13 号[未施行]	

(目的)

第 1 条 この条例は、母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童並びに父母のない児童の心身の健康の向上に寄与するため、医療保険各法に基づき医療を受けた場合に、自己負担をしなければならない費用を公費で負担する措置を講じ、もって母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童並びに父母のない児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 母子家庭の母 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和 39 年法律第 129 号。以下「法」という。)第 6 条第 1 項に規定する配偶者のない女子であつて、18 歳未満の児童(4 月 2 日から翌年 3 月 31 日までの間に 18 歳に達する者を含む。以下同じ。)を現に扶養しているものをいう。
- (2) 父子家庭の父 法第 6 条第 2 項で規定する配偶者のない男子であつて、18 歳未満の児童を現に扶養しているものをいう。
- (3) 児童 母子家庭の母又は父子家庭の父に現に扶養されている 18 歳未満の児童(6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者を除く。以下同じ。)をいう。
- (4) 父母のない児童 法附則第 3 条に規定する父母のない児童のうち 18 歳未満の児童をいう。
- (5) 医療保険各法 次に掲げる法律をいう。
 - ア 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)
 - イ 船員保険法(昭和 14 年法律第 73 号)
 - ウ 私立学校教職員共済法(昭和 28 年法律第 245 号)

- エ 国家公務員共済組合法(昭和 33 年法律第 128 号)
- オ 国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)
- カ 地方公務員等共済組合法(昭和 37 年法律第 152 号)
- キ 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)

(対象者)

第 3 条 この条例により医療費の支給を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童並びに父母のない児童であって、次の各号に該当する者とする。

- (1) 粕屋町の区域内に住所を有する者であること。
- (2) 医療保険各法の規定による被保険者、組合員若しくは加入者(以下「被保険者等」という。)又は被扶養者であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象者から除くものとする。

- (1) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)の規定により医療扶助を受けている者
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)により医療支援給付を受けている者
- (3) 母子家庭の母の前年の所得(1 月から 9 月までの間に受ける医療に係る医療費については、前々年の所得とする。以下同じ。)が児童扶養手当法施行令(昭和 36 年政令第 405 号。以下「施行令」という。)第 2 条の 4 第 2 項に規定する額を超えるときの当該母子家庭の母及びその児童
- (4) 母子家庭の母の配偶者又は民法(明治 29 年法律第 89 号)第 877 条第 1 項に定める扶養義務者でその母と生計を一にするものの前年の所得が施行令第 2 条の 4 第 5 項に規定する額を超えるときの当該母子家庭の母及びその児童
- (5) 父子家庭の父の前年の所得が施行令第 2 条の 4 第 2 項に規定する額を超えるときの当該父子家庭の父及びその児童
- (6) 父子家庭の父の配偶者又は民法第 877 条第 1 項に定める扶養義務者でその父と生計を一にするものの前年の所得が施行令第 2 条の 4 第 5 項に規定する額を超えるときの当該父子家庭の父及びその児童

- (7) 父母のない児童を養育する者の配偶者又はその養育者の生計を維持する民法第 877 条第 1 項に定めるものの前年の所得が施行令第 2 条の 4 第 5 項に規定する額を超えるときの当該父母のない児童
- (8) 児童扶養手当法(昭和 36 年法律第 238 号)第 4 条第 1 項第 1 号ロ若しくはニに該当し、かつ、母がない児童、同項第 2 号ロ若しくはニに該当し、かつ、父がない児童又は施行令第 2 条の 3 に規定する児童(以下「父母が死亡した児童等」という。)を養育する者の前年の所得が施行令第 2 条の 4 第 4 項に規定する額を超えるときの当該父母が死亡した児童等
- (9) 父母のない児童のうち前号で規定する父母が死亡した児童等を除いた児童を養育する者の前年の所得が施行令第 2 条の 4 第 2 項に規定する額を超えるときの当該父母のない児童

3 前項第 3 号から第 9 号までに規定する所得は、施行令第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定により算出した額とする。

(ひとり親家庭等医療費の支給)

第 4 条 町は、対象者の疾病又は負傷について、医療保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に要する費用(以下「医療費」という。)のうち医療保険各法の規定により医療に関する給付を行う政府、健康保険組合、市町村、国民健康保険組合、共済組合、日本私立学校振興・共済事業団及び後期高齢者医療広域連合(以下「医療保険各法の保険者」と総称する。)が負担すべき額(医療保険各法以外の法令等により国又は地方公共団体が別に負担する額がある場合は、これを加えて得た額)が医療費に満たないときは、対象者に対し、その満たない額に相当する額(食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額は含まない。以下「自己負担分相当額」という。)を、ひとり親家庭等医療費として支給する。ただし、当該医療費のうち、医療機関(薬局を除く。)ごとに次の各号に規定する額については支給しない。

(1) 入院の場合 1 日につき 500 円(ただし、1 月につき 3,500 円を限度とする。)

(2) 前号に規定するもの以外の場合 1 月につき 800 円(ただし、自己負担分相当額が 800 円に満たない額の場合は、当該額)

2 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う場合は、歯科診療と歯科診療以外の診療は、別の医療機関とみなす。

- 3 第1項の医療費の額は、健康保険の療養に要する費用の額の算定方法(平成6年厚生省告示第54号)の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

(受給資格の認定)

第5条 ひとり親家庭等医療費の支給を受けようとする者は、規則の定めるところにより、あらかじめ町長に対し申請をし、ひとり親家庭等医療費の受給資格の認定を受けなければならない。当該認定を受けた者が、毎年10月1日以降引き続きひとり親家庭等医療費の支給を受けようとする場合においても、また同様とする。

(ひとり親家庭等医療証の交付)

第6条 町長は、前条の規定に基づき受給資格の認定を受けた者(以下「受給資格者」という。)に対し、規則の定めるところにより、ひとり親家庭等医療証を交付するものとする。

- 2 町長は、医療保険各法の保険者が負担すべき額とこの条例によるひとり親家庭等医療費が重複して支給されるおそれがあるときは、前項の規定にかかわらず、ひとり親家庭等医療証を交付しないものとする。

(ひとり親家庭等医療証の提出)

第7条 受給資格者は、規則で定める病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーション(以下「保険医療機関等」という。)において医療を受けようとするときは、当該保険医療機関等にひとり親家庭等医療証を提出するものとする。

(支払の方法)

第8条 町長は、ひとり親家庭等医療費として支給すべき費用を保険医療機関等の請求に基づき、受給資格者に代わり、当該保険医療機関等に支払うものとする。

- 2 前項の規定による支払があったときは、受給資格者に対しひとり親家庭等医療費の支給があったものとみなす。

- 3 町長は、医療保険各法による療養費の支給がなされたとき、その他町長が第1項の方法によりがたいと認めたときは、同項の規定にかかわらず、受給資格者に対し、ひとり親家庭等医療費を支給することができる。

(届出義務)

第9条 受給資格者は、氏名、住所その他の規則で定める事項に変更があったときは、速やかに町長に届け出なければならない。

(損害賠償との調整)

第 10 条 町長は、受給資格者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、ひとり親家庭等医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給したひとり親家庭等医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

(不当利得の返還)

第 11 条 町長は、偽りその他不正行為によりひとり親家庭等医療費の支給を受けた者があるときは、その者からその支給を受けた額に相当する額の全部又は一部を返還させることができる。

(報告等)

第 12 条 町長は、ひとり親家庭等医療費の支給に関し必要があると認めるときは、受給資格者その他の関係者に対し、必要な事項の報告、文書の提出若しくは文書の提示を求め、又は当該職員に質問若しくは照会をさせることができる。

(受給権の保護)

第 13 条 ひとり親家庭等医療費の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

(委任)

第 14 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和 59 年 1 月 1 日から施行し、同日以降に受ける医療に係る母子家庭等医療費から適用する。

附 則(昭和 60 年 3 月 20 日条例第 13 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の粕屋町母子家庭等医療費の支給に関する条例第 15 条の規定は、昭和 60 年 4 月 1 日以降に受ける医療に係る父子家庭の医療費から適用する。

附 則(昭和 60 年 9 月 30 日条例第 29 号)

(施行期日等)

1 この条例は、昭和 60 年 10 月 1 日から施行する。

- 2 改正後の粕屋町母子家庭等医療費の支給に関する条例第5条第2項の規定は、この条例の施行後に母子家庭等医療費の支給要件に該当するに至った者の当該母子家庭等医療費の認定の申請について適用する。

附 則(平成4年6月29日条例第14号)

この条例は、平成4年8月1日から施行する。

附 則(平成8年12月24日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年6月27日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の粕屋町母子家庭等医療費の支給に関する条例の規定は、平成9年4月1日から適用する。

附 則(平成9年9月30日条例第26号)

この条例は、平成9年10月1日から施行する。

附 則(平成11年3月31日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年9月24日条例第15号)

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の粕屋町母子家庭等医療費の支給に関する条例の規定は、平成15年4月1日から適用する。

附 則(平成18年9月29日条例第34号)

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成20年3月27日条例第8号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年6月24日条例第19号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成20年10月1日(以下「施行日」という。)から施行し、改正後の粕屋町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例(以下「改正後の

条例」という。)第3条第2項第2号の規定は、平成20年4月1日から適用する。

- 2 町長は前項の規定にかかわらず、施行日前においても、改正後の条例第5条の受給資格の認定を行い、受給資格者に対してひとり親家庭等医療証を交付することができる。

附 則(平成22年12月20日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の粕屋町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の規定は、平成22年8月1日から適用する。

附 則(平成26年12月19日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年12月19日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年3月31日条例第13号)

この条例は、平成28年10月1日から施行する。